

## 青森県 e スポーツ連合 規約

(名称)

### 第1条

この団体は、「青森県 e スポーツ連合」と称する。この団体は e スポーツに関する各都道府県を代表する機関として、一般社団法人日本 e スポーツ連合(以下「本部」という。)と相互の親睦を図り、共同して青森県における e スポーツを統括し、その普及振興を行い、国内 e スポーツの発展に寄与するための青森支部 団体である。

本部(日本 e スポーツ連合)が定める諸規程並びに本部が加盟する団体の規約その他の規程(但し、その性質上地方支部団体が遵守すべきものに限る。)を遵守する。

(事務局)

第二条 この会の事務局を、一福箕輪

(〒030-0904 青森県青森市茶屋町 30 番 10 号)内におく。

(目的)

第三条 この会は、本県の esports の普及と esports を通じた青少年の健全育成を目的とする。

(活動内容)

### 第四条

青森県 e スポーツ連合は、青森県における e スポーツを統括し、その普及振興を行い、国内 e スポーツの発展に寄与する団体として、以下の活動を行うよう努める。

- (1) e スポーツに関する諸活動の統括
- (2) 他の地方支部団体との交流及び共同活動の企画・運営
- (3) e スポーツ競技会の開催
- (4) e スポーツの普及・活用状況の調査及び研究
- (5) その他地方支部団体の趣旨に合致する活動(組織)

第五条 この会は、この会の事業に賛同する個人または団体であって、第三条の目的をもって、第四条の事業を遂行するためにこの会の理事及び会員になった者をもって構成する。

(役員)

第六条 この会に、次の役員を置く。

1、理事 1 2 名以内

サポーター・賛助会員 制限なし

2、理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事、1 名を事務局長とする。尚、事務局長補佐をサポーターから 1 名を選出し、その任にあたる。

#### (団体の表示事項)第七条

1. この団体は、活動に当たっては一般社団法人日本 e スポーツ連合の地方支部団体であることを対外的に表示するよう努める。なお、この団体は、当該活動に必要な範囲内において、本部が別途定めるロゴ使用に関する規程に基づいて、本部の名称及びロゴを使用することができる。
2. この団体は、第三者との間で事業遂行上必要な契約の締結その他の行為をする際には、当該第三者に対して、契約の締結その他の行為の主体が当団体であり、本部たる一般社団法人日本 e スポーツ連合は契約当事者に当たらないことを明示するものとする。また、本部は、地方支部団体と第三者との間の契約の締結その他の行為によって当団体に生じた責任を一切負わない。

#### (各種資料の本部への提出)

##### 第8条

1. この団体は、別途本部が定める様式により、事業年度ごとに、以下の各号に定める各書類を作成し、以下の各号に定める期限までに本部に対して提出しなければならない。なお、これらの書類については、地方支部団体でなくなってから3年が経過するまでの間保管しなければならない。
  - (1) 事業計画及び予算：各事業年度の開始後1か月以内
  - (2) 支部最新情報確認書：各事業年度の開始後1か月以内
  - (3) 事業報告書及び決算報告書：各事業年度の終了後3か月以内
  - (4) 総会、理事会その他これに準ずる重要な会議体の議事録：各事業年度の終了後3か月以内
2. 当団体は本部から要請で、当団体の監督及び資格の検証に当たり必要と認める場合には、支部最新情報確認書その他本部が求める書類を、本部の定める期日までに提出しなければならない。

#### (変更事項の届出)

##### 第九条

1. 当団体は、以下の各号に定める事項を変更しようとする場合、本部に対して事前に届出を行い、承認を得なければならない。
  - (1) 当団体の名称又はロゴ
  - (2) 役員及び代表者
2. 当団体は、以下の各号に定める事項を変更した場合には、速やかに本部に対して届け出なければならない。
  - (1) 本部との連絡担当者
  - (2) 当団体の定款その他地方支部団体の重要な事項を定める規約

第十条 (脱退・処分等) 1. 当団体は、別途本部により定められる様式による脱退届を本部に

提出し、本部が認めた場合に限り、地方支部団体を脱退することができる。

2. 本部は、当団体が本規約に定める義務に違反した場合その他地方支部団体として適格性を欠くと本部が判断した場合は、事案の軽重に応じて、当団体に対して以下の処分を行うことができる。

(1) 指導、勧告

(2) 当団体の活動の一時停止

(3) 当団体に関する認定の取り消し

(役員の仕事)

第十一条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

専務理事・事務局長は、会務及び金銭の出納及びその記帳をする。

副会長・理事はこの会がスムーズに運営できるように、サポートする。

(役員の仕事)

第十二条 役員の仕事は、原則1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第十三条 この会は、総会及び役員会とする。

第十四条 総会は会員を持って構成し、この会の最高議決機関とする。

第十五条 総会は規約の改正、役員を選出、事業報告の承認、事業計画及び予算、その他、重要事項について審議決定する。

第十六条 この会の会議は会長が召集する。

総会は毎年一回とし、役員会は会長が必要ありと認めた場合、これを召集する。ただし、役員の仕事の過半数の賛同により、役員会及び、臨時総会を開くことができる。

第十七条 この会議は、その構成員の出席を持って成立し、議事は出席者の過半数を持って決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第十四条 会計は年度の会計実績を総会に報告しなければならない。

(経費)

第十八条 この会の経費は、バナー広告、補助金、寄付金、賛助会員費その他をもってあてる。また、サポーターアンバサダー、サポーター会員を除く役員の仕事の年会費を20,000円とする。

(会計年度)

第十九条 この会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日とする。

この会則は令和4年7月1日をもって有効とする。